



モニターだより



<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

食と暮らしの安全推進課では、県民参加で食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会をはじめ、県が実施する諸事業にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けていただいております。

【 巻頭随筆 】

委員になって

みやぎ食の安全安心推進会議委員（第6期；公募） 及川 朋子

日本でBSEが発生したのが2001年。それ以降、食の安全安心に関わる問題が数多く発生しています。そのつど分析法が導入されたり、原材料の見直し等の対策がとられてきました。しかし、東日本大震災以降、経験したことのない放射性物質汚染という事態に見舞われました。たった数十年の間に食を取り巻く環境は大きく変化しています。日本は諸外国に比べ、農薬等の成分規格が食品衛生法に設けられており、基準が厳しくなっています。日本のTPP交渉参加が決定し、外国からさまざまな食品が国内に出回るようになると、安全性が確立できなくなるのではないかと懸念されます。

私が食の安全安心推進委員になって驚いたことは、消費者モニターの方々の知識の豊富さと食への関心の高さでした。昨年11月の食品工場見学会と生産者との交流会に参加した際には、そんな思いを痛感しました。私達が日頃食べている食について関心を持ち、疑問があったらそれをぶつけていくことが、食を守る第一歩ではないかと考えます。バックにみやぎ食の安全安心消費者モニターという方々がいることは、県の食を守る大きな支えになっていると思われます。



「食の安全安心推進会議」は、県民の食の安全と安心を守る意味で大きな役割を担っています。国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施」に基づき、宮城県は計画書を策定し、実施しています。推進委員になって、食の安全が守られている仕組みを理解することができたと同時に、重責を感じています。今後、食の環境は大きく変化するものと考えられます。そんな変化に対して県民の食の安全と安心をどう守っていくか、任期中、自分なりに情報を発信していけるようがんばりたいと思います。

情報を賢く使える生活者を目指して

みやぎ食の安全安心推進会議委員（第4～6期；平成25年3月退任） 大山 珠美（淑徳大学教授，前宮城学院女子大学准教授）

4年間、みやぎ食の安全安心推進会議の委員をさせていただき、「食の安全安心」の言葉の重みを感じています。ここ数年間は2007年中国で生産された餃子の毒物混入事件、そして東日本大震災の原発事故による放射能汚染が大きな問題となっていました。中でも餃子事件では、その後に起きたメラミン混入ミルクなどの問題も明らかになったことで、中国産品や中国製品に対する信頼は低下し、2008年の中国からの輸入額は前年比で約2割減少していました。食品の安全を確保するには食品を扱う生産者、流通・販売者、消費者が適切に管理することで100%に近い安全を確保できるように考えますが、安心は管理することだけでは得られません。安心が得られない原因の一つは様々な情報が原因しています。

次頁に続く→

ここ十数年でITは劇的に変化し、さまざまな情報が簡単に得られるようになりました。

私が扱う食の健康情報には「〇〇が健康にいい」「〇〇は食べない方がいいのよ」などの話をよく耳にします。しかし「健康にいい」とはどんなことを示しているのでしょうか？情報は①どのような研究によって確かめられた情報か？この研究は人を対象にしていることが大切ですし、また特定の人を対象にした研究では、一般の人には当てはまらないことがあります。②複数の研究者が同じような結果を確かめたか？などをチェックする必要があります。インターネットによる情報では、誰が出している情報か、その人はその分野の見識があるのかも大切です。私たちは本当に確かな情報なのか、信じてよい情報なのかを確かめていく必要があるでしょう。



さらに、食の安全安心を獲得するためには、生産者や流通・販売者が責任をもって管理することももちろんのことですが、食中毒の発生数のうち、1割弱は家庭でも起きていることから私たち自身の食品の管理や調理についても衛生的に扱うようにすることが大切でしょう。

【開催報告】平成24年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議

平成25年2月12日(火)、県庁において平成24年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議を開催しました。今回は委員改選後最初の会議となり、消費者モニターから選出された公募委員を始め、消費者代表、生産者・事業者代表、学識経験者の計15名の方々に、本木環境生活部長から委嘱状が交付されました。また、会長には宮城教育大学教授の小金澤孝昭委員、副会長に宮城県消費者団体連絡協議会会長の熊谷睦子委員が選出されました。

会議では、「平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)」などについて協議が行われ、「生食用食肉の提供に関して業者だけでなく消費者に対する意識啓発が必要」といった意見等が出されました。

会議の詳細については、食と暮らしの安全推進課ホームページに議事録を掲載しておりますのでご覧ください。

平成25年度は計3回の開催を予定しております(6月11日、8月9日、2月上旬)。会議はどなたでも傍聴できます。



【開催報告】平成24年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会

平成25年1月19日(土)、東京エレクトロンホール宮城において、平成24年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会を開催しました。モニターの方々46名のほか、みやぎ食の安全安心推進会議から3名の委員にご参加いただきました。「食と放射性物質」を



テーマに、内閣府食品安全委員会事務局及び消費者庁の担当者にご講演いただいたほか、参加者からいただいたご質問に講師の方がお答えしました。皆様大変熱心にご質問され、食の安全安心に対する意識の高さが伺えました。

平成25年度のモニター研修会も、時宜に合ったテーマで開催しますので、ぜひご参加下さい。

【食の安全安心基礎講座】第4回「国内のBSE対策について」

OBSEとvCJD



BSE(牛海綿状脳症)は、かつて「狂牛病」と呼ばれていた牛の疾病で、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こす悪性の中樞神経系の病気です。BSEに罹った牛は病気が進行すると立てなくなったり、神経過敏や麻痺が起こりやがて死亡します。

このBSEに似たような病気が人にも見つかっており、CJD(クロイツフェルト・ヤコブ病)やvCJD(変異型クロイツフェルト・ヤコブ病)と呼ばれています。これらの病気に罹ると、抑うつなどの精神症状から運動失調や認知症などの症状を経て、発症から1～2年で全身衰弱、肺炎などにより死に至ります。CJDについては散発的に発症する原因不明の疾病ですが、vCJDについては、患者がBSEに罹った牛の頭部(舌や頬肉を除く)や脊髄、回腸遠位部等のいわゆる特定危険部位を食べたことに関連があると指摘されています。

BSEの原因は、十分に解明されていませんが、最近最も受け入れられつつあるのは、プリオンという通常の細胞タンパクが異常化したもの(BSEプリオン)を原因とする考え方です。BSEプリオンの排除は、細菌やウイルスの感染に有効な薬剤であっても効果がないとされています。また、BSEプリオンは通常の加熱調理等では不活化されません。

○国内のBSE対策

国内では、平成13年9月に初めてBSEの感染牛が確認され、国はその年10月から全国のと畜場に出荷される牛のBSE全頭検査と、BSEプリオンが蓄積される特定危険部位を、と畜後に除去・焼却することを義務づけました。また、BSE発生国からの生きた牛や牛肉の輸入を規制する措置を講じたり、BSEに感染した牛の骨やくず肉を高温高压で処理した「肉骨粉」と呼ばれる飼料を牛に与えることにより、BSEに感染することが確認されたため、肉骨粉の使用を禁止しました。

さらに、食肉処理の工程で、特定危険部位から肉に汚染が広がる可能性のある「ピッシング」という処理作業を禁止しました。

宮城県でも、県内でと畜された牛の全頭検査の実施やこれらのBSE対策を徹底し、食の安全を確保しています。今まで宮城県産の牛からは、BSEの感染は確認されていません。

BSE対策

- 輸入規制
- 飼料規制
- 食肉処理工程上の作業規制

OBSE対策の今後

近年、国内外におけるBSEのリスクが大きく低下していることを踏まえ、現在のBSE対策の現状を科学的な知見に基づき客観的に評価するため、内閣府に置かれた食品安全委員会は、BSEの人への健康影響評価を実施しました。

平成25年5月に食品安全委員会は、これまでに、国内では36頭のBSE感染牛が確認されていますが、BSE対策の徹底により、平成14年1月以降に生まれた牛には11年にわたりBSEの感染が確認されておらず、牛はBSEに感染すると、ほとんどが満11歳になるまでに検査で検出されることから、今後ともBSE対策が継続される中で、日本においてはBSEが発生する可能性は極めて低いとし、また、これまでBSEが多く発生したヨーロッパ諸国のデータ分析や、仔牛に意図的にBSEプリオンを投与した実験結果などから、「BSE検査を4歳(48か月齢)を超えた牛に引き上げて行ったとしても、人への健康影響は無視できる」との評価結果を公表しました。

この評価結果に基づき、現在厚生労働省では検査対象月齢を48か月齢超に引き上げるなどのBSE対策の見直し作業を行っているところです。

※BSE対策について、もっと詳しく知りたい方は
 食品安全委員会 www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html
 厚生労働省 www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html

【開催報告】平成25年度宮城県食品表示ウォッチャー業務説明会

5月17日(金), 県庁講堂で平成25年度宮城県食品表示ウォッチャー業務説明会を開催しました。

食品表示ウォッチャー制度は, 県から委嘱された「ウォッチャー」がスーパーなどで, JAS法に基づく食品表示が適正になされているかをモニタリング調査し, その結果を県に報告するものです。

県では平成24年度から, みやぎ食の安全安心消費者モニターの皆様を対象に, 現場での調査体験を通じて食の安全安心への理解をより一層深めていただくことを目的に募集を行っています。今年度は, 100名の定員を大幅に上回る172名からご応募があり, 県内各圏域ごとの人口に応じて定めた配置人数を超える応募のあった圏域については, 未経験の方を優先した上, 無作為抽出により選任しております。

およそ2時間にわたった説明会では, 担当者から食品表示に関する法制度やウォッチャー業務の心得な

どについての説明がなされましたが, 皆様最後まで熱心に耳を傾けられており, その様子はウォッチャーとしての今後の活躍が大きく期待できるものでした。

食品表示は消費者が口に入れるものについて知る上での重要な情報源です。県では食品表示が適正になされるよう, 新しくウォッチャーになられた方々と協力して監視指導に努めてまいります。



【協力依頼】平成25年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート

昨今は, TPPへの交渉参加やBSEの検査月齢の見直しなど, 食の安全安心を取り巻く状況は日々変化しています。

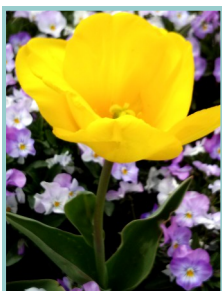
県では, 食の安全安心に関する皆様方の意識を把握し, 今後の施策の参考とするため, 毎年度, み

やぎ食の安全安心消費者モニターアンケートを実施しています。

今年度は6月に実施する予定ですので, 皆様方のご協力をお願いします。



【 編 集 後 記 】



木々の緑が目まぶしい今日このごろ, 皆様いかがお過ごしでしょうか。

先日, 川崎町の国営みちのく杜の湖畔公園に行ってきました。チューリップやパンジー, ツツジなど色とりどりの花が鮮やかに咲き誇っており, さわやかな初夏の訪れを感じました。(写真はその際に撮影したものです。)皆様はどのような初夏の訪れを感じていますか。(小笠原)

【発行】

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話:022-211-2643

FAX:022-211-2698

Eメール:syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ:

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/>